

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.6)

新規性喪失の例外期間が6ヶ月から1年に延長される

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一

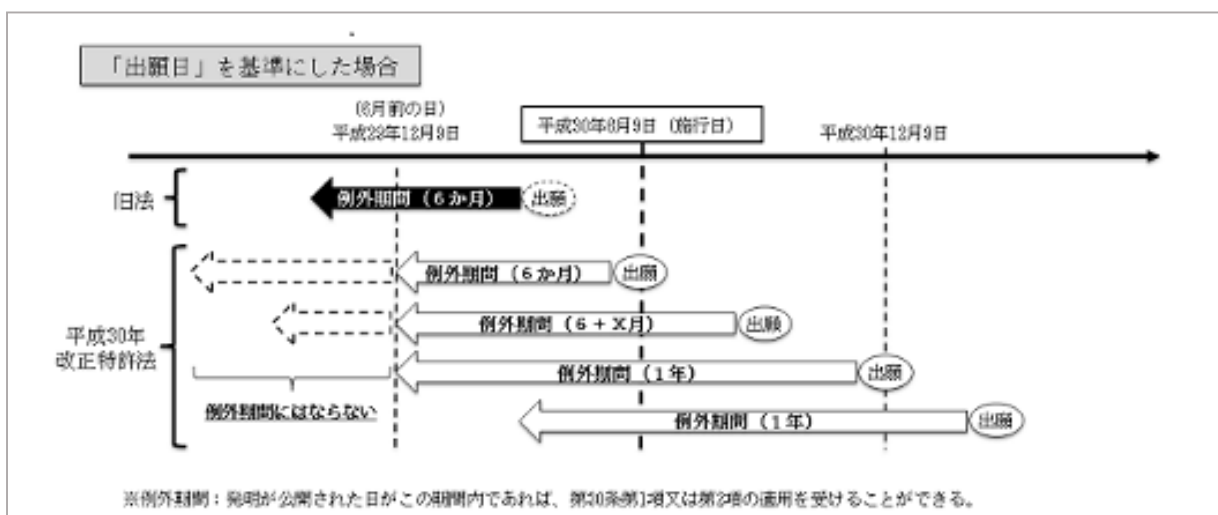


今回の知財ニュースは、新規性喪失の例外期間が延長される法改正についてです。

特許庁は「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」が平成30年5月23日に可決・成立し、30日に公布され、このうち、改正特許法第30条（新規性喪失の例外規定）について、平成30年6月9日から施行すると発表しました。

この改正は、これまで新規性喪失の例外期間（救済期間）が、6ヶ月であったものが、1年に延長されるという改正で、出願人には有利となる改正です。このため、公布後、即座に施行されることになったものと思います。

もっとも、改正法の適用には注意が必要です。下の図のように、平成30年6月9日出願の案件からすぐに、1年前の新規性喪失事案まで救済されるわけではなく、平成29年12月9日以降の新規性喪失事案から、徐々に救済期間が広がり、平成30年12月9日に出版される案件において、ようやく1年前の新規性喪失事案が救済される、という適用になります。



出典：特許庁HP

なお、今回の改正は、平成23年特許法改正で、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加することを前提に、販売行為など「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」公知になったものまで、新規性喪失の例外規定で救済されるように改正したことと関連する改正で、今回の1年の期間延長によって、米国の「グレースピリオド」制度に、よく似た制度になったと思います。

もっとも、TPPについては、トランプ政権によって、米国の参加が取り止めになったことで、盛り上がりには欠けています。今回の改正は、もちろん、出願人にはメリットですが、国際関係（対外的）では、あまりメリットがなかったかも知れません。

あと、意匠法においても、同様に、例外期間が6ヶ月から1年に延長された改正がなされました。施行や適用等も、上記した特許法と同じなので、注意して下さい。

以上